

第17号議案

蒲郡市遺児手当支給条例及び蒲郡市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

蒲郡市遺児手当支給条例及び蒲郡市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和6年2月27日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

蒲郡市遺児手当支給条例及び蒲郡市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うため提案する。

蒲郡市遺児手当支給条例及び蒲郡市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(蒲郡市遺児手当支給条例の一部改正)

第1条 蒲郡市遺児手当支給条例(昭和48年蒲郡市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第6号中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を加える。

(蒲郡市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 蒲郡市営住宅の設置及び管理に関する条例(平成9年蒲郡市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項第8号イ中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を、「第28条の2において」の次に「これらの規定を」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。